

カンボジアの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

カンボジア王国（以下「カンボジア」という）は、人口約 1670 万人の立憲君主制国家である。インドシナ半島南西部に位置し、南東部はベトナム、北東部はラオス、北西部はタイと接しており、南西部はタイランド湾に面している。カンボジアの国土の面積は、約 18 万平方キロメートルであり、日本の国土の面積の半分くらいである。首都はプノンペン、公用語はカンボジア語（クメール語）、法定通貨はリエルである²。なお、国名のカンボジア語での発音は、「カンプチア」である。

802 年に成立したクメール（アンコール）王朝³が成立し、大帝国となったが、1431 年のタイ＝アユタヤ朝の侵攻で首都アンコールが陥落した。1863 年からフランスの保護国となり、1887 年にフランス領インドシナに編入された。1945 年 3 月に日本が占領し、名目上の独立国となった。その後、シハヌーク国王が全権を掌握し、1953 年に完全独立を果たしたものの、1970 年にロン・ノル将軍が、米国の支援を受けてクーデターを起こし、シハヌーク国王を国外に追放し、クメール共和国を建国した。しかし、1975 年に、ポル・ポトが率いるカンプチア共産党（「クメール・ルージュ」と呼ばれる）が、政権を掌握した。中国の毛沢東思想の影響を受けたポル・ポト政権の下では、私有財産制度の廃止、都市から農村への強制移住、農業の集団化等の施策が推し進められるとともに、約 200 万人もの国民が拷問等により大量虐殺された。1979 年、ベトナム軍の支援を受けて救国民族統一戦線が、プノンペンを攻略し、ヘン・サムリン政権を樹立した。しかし、その後も、ポル・ポト派を含む「民主カンプチア連合政府」⁴との間で、激しい内戦が続いた。1991 年のパリ和

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるカンボジアの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2021 年版』（二宮書店、2021 年）187～188 頁、②外務省ウェブページ「カンボジア基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html>）等を参照した。

³ アンコール王朝の時代に建てられた巨大寺院「アンコール・ワット」は、カンボジアの国旗に描かれるとともに、世界遺産となっている。

⁴ ポル・ポト派を含む「民主カンプチア連合政府」は、1979 年から 1989 年まで 11 年連続で、国連総会での代表権を有していた。当時、米国・日本等を含む西側諸国のほとんど及び中国が、民主カンプチアを支持していた。チョムスキー等の西側諸国の多くの文化人も民主カンプチアを支持する発言を行っていた。皮肉にも、民主カンプチアを最も強く批判し対立したのは、同じ共産主義国家のソ連とベトナムであった。

平協定により内戦は終結し、1992年から国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）⁵による統治が開始された。1993年には国連の監視下で制憲議会選挙が実施され⁶、シハヌークを国王とするカンボジア王国が成立し、王政が復活した。2006年には、カンボジア特別法廷の運営が開始され、クメール・ルージュによる虐殺等の重大な犯罪について、元幹部に終身刑の判決が言い渡される等、刑事責任の追及が行われている。

ポル・ポト派の消滅後、カンボジアの政治状況が安定したため、最近は急速な経済発展を遂げつつある。1999年にはASEANに、2004年にはWTOに加盟を果たした。GDP成長率をみると、2018年は7.5%、2019年は7.0%と、比較的高い経済成長を果たしている。しかし、ポル・ポト政権の下で、大量の知識人が虐殺され、長期間にわたり学校教育が実施されておらず、学校や教師が不足している等、困難な問題も数多く存在している。

カンボジアの法制度は、日本等と同じく、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。カンボジアの現行法体系は、①憲法、②国際条約・協定、③法律、④勅許、⑤政令、⑥省令、⑦決定、⑧告示、⑨州令から構成される⁷。カンボジアの法制度は、旧宗主国フランスの法制度の影響を強く受けてきたが、近年、日本⁸を含む外国や国際機関等の法整備支援を受けたことから、さまざまな国の法制度の影響も受けている⁹。

II 憲法

1 総説

政変や内戦が相次いで発生してきたカンボジアでは、これまで、いくつもの憲法が制定

⁵ UNTACの事務総長特別代表は、明石康氏であった。

⁶ 1993年4月8日、国連ボランティアの中田厚仁氏が、UNTACの選挙監視員として活動中に、何者かの襲撃に遭い殺害された。さらに、1993年5月4日、国連平和維持活動（PKO）に文民警察官として参加していた高田晴行氏（当時警部補）が、武装集団の襲撃を受け殺害された。

⁷

https://www.asean.or.jp/ja/wp-content/uploads/sites/2/Cambodia_Investment_Guide_2013-1.pdf

⁸ 日本からカンボジアへの法整備支援の実際については、①柴田紀子著「カンボジアの法の夜明け ―キムセンへの手紙」（『法律のひろば 62-4～62-8, 63-1, 63-2, 63-6, 63-8, 63-11, 63-12, 64-1, 67-1, 67-4, 67-8』（ぎょうせい、2010年～2014年）所収）、②内山淳著「プノンペンの日 ―カンボジア法整備支援の日常（1）～（5）」（『ICD NEWS 第73号～第77号』（法務総合研究所国際協力部、2017年～2018年）所収）を参照されたい。

⁹ カンボジアでは、クメール・ルージュ時代に、法律家が大量虐殺されたため、法制度整備の支援のほか、法律家の育成も大きな課題となっていた。カンボジアの法制度整備支援及び法律家の育成には、日本が大きな役割を果たしてきた。もっとも、カンボジアに対し法整備支援を行ったのは、日本だけではない。例えば、旧宗主国フランスのほか、米国、フィンランド、オーストラリア、世界銀行、アジア開発銀行等の国や国際機関も、カンボジアの法整備支援を行った。その結果、世界のさまざまな国・地域の異なる法制度や法概念がカンボジアに導入され、複雑な状況を呈するに至っている（松本恒雄著「カンボジア民法典の制定とその特色」（『ジュリスト No.1406』（有斐閣、2010年）所収）85～86頁）。

されてきた。即ち、1947年のカンボジア王国憲法、1972年のクメール共和国憲法、1976年の民主カンブチア憲法、1981年のカンブチア人民共和国憲法、1989年のカンボジア国憲法、1993年のカンボジア王国憲法である。1993年のカンボジア王国憲法が、一部改正を受けつつ、現行憲法となっている¹⁰。現行憲法は、立憲君主制、国民主権、三権分立、自由民主主義、多党制、永世中立・非同盟、市場経済等の原則を採用している。また、軍事同盟を締結しないこと、(国連の枠組みを除き)外国軍のカンボジア駐留やカンボジア軍の外国駐留を行わないこと、核兵器・化学兵器・生物兵器の製造・使用・保管を禁止することが規定されている。さらに、カンボジアには、アンコール・ワット遺跡群等の3つの世界遺産があるが、憲法にも、世界遺産を保護するための規定が置かれている。即ち、①国家は、古代遺跡及び古代遺産を保存し、歴史的場所を修復する義務があること、②文化・芸術遺産を傷つけるいかなる犯罪行為も、厳罰に処すること、③国家遺産及び世界遺産の周辺は、軍事活動が行われない中立地帯とすることが規定されている。

全158条からなる現行のカンボジア憲法の体系は、表1のとおりである。

表1：カンボジア憲法の体系

前文	
第1章 主権	第1条～第6条
第2章 国王	第7条～第30条
第3章 クメール人民の権利及び義務について	第31条～第50条
第4章 政治制度について	第51条～第55条
第5章 経済について	第56条～第64条
第6章 教育、文化、社会関係について	第65条～第75条
第7章 国民議会	第76条～第98条
第8章 上院	第99条～第115条
第9章 国民議会及び上院の合同会議	第116条～第117条
第10章 王国政府について	第118条～第127条
第11章 司法について	第128条～第135条
第12章 憲法評議会について	第136条～第144条
第13章 行政運営について	第145条～第146条
第14章 国民会議について	第147条～第149条
第15章 憲法の効力、修正及び改正について	第150条～第153条
第16章 経過規定について	第154条～第158条

¹⁰ 2016年3月現在の憲法の日本語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.moj.go.jp/content/001182872.pdf>

2 統治機構

(1) 国王

カンボジアの国王は、終身の国家元首であり、軍の最高司令官であるが、「国家の統一及び永続の象徴」とであるとされている。「君臨すれども統治せず」という原則は、憲法改正によっても変更することはできない。

国王の選出は、任命制が採られており、アンドゥオン王家、ノロドム王家、又はシソワット王家の血統を有する子孫で、30歳以上の王族の一員から行うものとされている。国王が、王位継承者を指名することはできない。

国王は、首相及び閣僚評議会を任命する。そして、月2回、首相及び閣僚評議会から国政の報告を受ける。国王は、①閣僚評議会の提案により、政府、民間、軍、大使及び特命全権大使の任命、異動又は任務終了に関する勅令に署名し、また、②最高司法官職評議会の提案により、裁判官の任命、異動又は解任に関する勅令に署名する。

国王は、首相、国民議会議長及び上院議会議長の一致した意見により、国家非常事態宣言を発する。また、国民議会及び上院議会の承認を受け、①宣戦布告、②国際条約への署名・批准を行う。国王は、政治的混乱が発生した際には、仲裁者としての役割を担う。

国王は、①憲法の公布に関する王令、②法律、③閣僚評議会の提案した勅令に署名する。

(2) 立法府

カンボジアの立法府たる国会は、国民議会と、1999年に新設された上院からなる二院制を採用している。

国民議会は、120名以上の議員で構成される（現在の定数は125議席）。国民議会議員の任期は5年である。国民議会議員は、直接選挙により選出される。国民議会議員は、閣僚評議会内の職務を除き、活動的な公職及び他の機関の職員を兼務することはできない。国民議会は、立法権を有するほか、国の予算、国家計画、借款、融資、各種資金契約及び税の創設、改正及び廃止の承認、行政の会計の承認、国際条約及び協定の採択又は取消等を行う権限を有する。これらの決議は、国民議会全体の全議員の絶対多数決により行う。

上院は、国民議会議員総数の半分以下の議員で構成される（現在の定数は61議席）。上院議員の任期は6年である。上院議員のうち、①2名は国王により任命され、②2名は国民議会の比較多数決の投票により選出され、③残りは間接選挙により選出される。上院議員は、国民議会議員、活動的な公職及び他の機関の職員を兼務することはできない。

立法の発案権を有するのは、上院議員、国民議会議員及び首相である。国民議会が承認し、上院で完全に審議され、国王が公布するために署名した法律は、①プノンペンにおいては署名の10日後、②カンボジア全土においては署名の20日後に効力を生じる。

国民議会及び上院は、国家の重要な問題を解決するため、両院合同会議を開催することができる。

(3) 行政府

カンボジアにおける行政府は、閣僚評議会である。閣僚評議会は、1名の首相によって統率され、副首相によって補佐される。ほかに、上級大臣、国務大臣及び次官も含まれる。

国民議会の両副議長の同意及び国民議会の議長の推薦に基づき、国王は、政府を組閣するため、与党の中から首班を任命する。任命された首班は、内閣を率いて、国民議会の信任投票を得なければならない。国民議会の信任投票を得た後、国王は、閣僚評議会全体を任命する勅令を發布する。

(4) 司法府

カンボジア憲法によると、司法権は、独立した権力であり、公平を保障するとともに国民の権利及び自由を保護するものとされている。

カンボジアの司法裁判所としては、最高裁判所（1か所）、控訴裁判所（1か所）、始審裁判所（24か所）がある。始審裁判所は、民事事件及び刑事事件の第一審を管轄する。控訴裁判所は、始審裁判所の判決に対する控訴審を管轄する。最高裁判所は、控訴裁判所の判決に対する上告審を管轄する。

憲法によると、国王は司法権の独立性の保証人であるとされるが、これについて国王を補佐する機関として、高等司法官職評議会が1997年に設置された。高等司法官職評議会は、全裁判所の裁判官及び検察庁の検事の任命について、国王に提案を行う。また、高等司法官職評議会は、職務に違反した裁判官の懲戒を行う権限を有する。但し、高等司法官職評議会が裁判官又は検事に対する懲戒処分を決定するには、最高裁判所長官又は最高検事総長が主宰する決定会議で行わなければならない。

憲法評議会は、①憲法の順守を擁護し、国民議会が採択し且つ上院が完全に審議した法律案等の合憲性を審査する権限、及び②国民議会議員の選挙及び上院議員の選出に関する争いを審理し決定する権限を有する機関として、1998年に設置された。憲法評議会は、9名の委員によって構成される。憲法評議会委員は、法律、行政、外交又は経済の高等教育を受け、その学位を有し、且つ豊富な実務経験を有する著名人の中から選ばれる。委員の任期は9年であり、委員のうち3分の1が3年ごとに交代する。委員のうち3名は国王により、3名は国民議会により、残りの3名は高等司法官職評議会により、任命される。憲法評議会委員は、上院議員、国民議会議員、政府閣僚、現職裁判官、公的機関の職員、政党の党首又は副党首、労働組合の委員長又は副委員長を兼務してはならない。憲法評議会の議長は、委員の互選により選出される。

(5) 国民会議

国民会議（前述した「国民議会」とは異なる）とは、カンボジア国民がさまざまな国益に関する問題について直接知り、問題を提起し、国家当局に解決を要請する場である。国民会議は、首相の召集により、毎年12月初旬に開催される。国民会議は、国王を議長とし

て行われ、上院、国民議会、国家当局による配慮を求めて勧告を採択する。

3 人権

カンボジア憲法の「第3章 クメール人民の権利及び義務について」には、人権カタログが規定されている。カンボジア憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①「第3章 クメール人民の権利及び義務について」に含まれる人権規定の主体は、ほとんどが、「クメール国民」とされている。
- ②死刑は廃止されている（32条2項）。
- ③カンボジア憲法は、男女の平等や女性の保護についての規定を多く含んでいる（31条、45条、46条、73条）。また、同一労働である場合、同一賃金を与えなければならず、性別によって差を設けてはならないこと、及び「家庭内の仕事は、外での仕事に対する報酬と同等の価値がある」ことが明文で規定されている（36条2項・3項）。「人身売買、女性の尊厳に係る売春の商売及び卑猥行為は、禁止される」との規定も置かれている（46条1項）。
- ④子どもの権利の保護について、具体的な規定が置かれている。即ち、親は、「子どもが善良な市民になるように養育をする義務」を負うものとされ、他方、子どもは、「カンボジアの習慣に従って、老いていく親の面倒をみる義務」を負う（47条）。また、「児童の権利条約で規定された子どもの人権、特に生存権、教育を受ける権利、戦時に保護を受ける権利、経済及び性的搾取から保護される権利」の保護についても明文規定が置かれているほか、国家は、「教育や勉学又は健康や福祉を害する行為から子供を保護する義務」を負うものとされている（48条）。
- ⑤「国家組織、社会組織及びこれらの組織の職員による不法行為に対して、告発、異議申立て又は損害賠償請求を行う権利」が明文で規定されている（39条）。クメール・ルージュによる拉致・拷問・虐殺等を念頭に置いた規定であろう。
- ⑥仏教が国教とされている（43条3項）。また、国家は、パーリ語¹¹の普及及び仏教教育の振興を支援するものと規定されている（68条3項）。
- ⑦「カンボジア国籍の自然人及び法人のみが、土地に対する所有権を有することができる。」との規定が置かれている（44条1項後段）。よって、外国人がカンボジアの土地所有権を保有することは認められないことになる。
- ⑧国民の「祖国防衛義務」について、明文で規定されている（49条2項・3項）。

III 民法

1 カンボジア民法の体系

カンボジアでは、日本による法整備支援等の影響を受けて制定された「民法」が、2011

¹¹ パーリ語は、上座部仏教（南伝仏教）の経典及び儀式に用いられる文語である。

年から適用開始されている。

全 1305 条から構成される民法の主な体系は、表 2 のとおりである¹²。

表 2：カンボジア民法の主な体系

第 1 編 総則	
第 2 編 人	第 1 章 自然人、第 2 章 法人
第 3 編 物権	第 1 章 総則、第 2 章 所有権、第 3 章 占有権、第 4 章 永借権、第 5 章 用益権、第 6 章 使用権及び居住権、第 7 章 地役権、第 8 章 国、仏教寺院、少数民族その他の共同体の所有権その他の物権、第 9 章 土地のコンセッションによって設定された権利
第 4 編 債務	第 1 章 総則、第 2 章 意思表示及び契約、第 3 章 契約の履行、第 4 章 契約違反に対する救済、第 5 章 危険負担、第 6 章 第三者に対する債権の効力、第 7 章 債務の消滅、第 8 章 消滅時効、第 9 章 債権譲渡及び債務引受
第 5 編 各種契約・不法行為等	第 1 章 売買、第 2 章 交換、第 3 章 贈与、第 4 章 消費貸借、第 5 章 賃貸借、第 6 章 使用貸借、第 7 章 委任、第 8 章 請負、第 9 章 雇用、第 10 章 寄託、第 11 章 組合、第 12 章 終身定期金、第 13 章 和解、第 14 章 事務管理、第 15 章 不当利得、第 16 章 不法行為
第 6 編 債務担保	第 1 章 総則、第 2 章 留置権、第 3 章 先取特権、第 4 章 質権、第 5 章 抵当権、第 6 章 譲渡担保権、第 7 章 保証、第 8 章 連帯債務
第 7 編 親族	第 1 章 総則、第 2 章 婚約、第 3 章 婚姻、第 4 章 親子、第 5 章 親権、第 6 章 後見、第 7 章 保佐、第 8 章 扶養
第 8 編 相続	第 1 章 総則、第 2 章 法定相続、第 3 章 遺言相続、第 4 章 遺留分、第 5 章 相続の承認及び放棄、第 6 章 相続財産の管理及び分割、第 7 章 相続人の不存在、第 8 章 相続回復請求
第 9 編 最終条項	

カンボジア民法の体系及び内容は、日本の民法と類似しているが、異なる内容としては、例えば、以下のものがある。

①「第 3 編 物権」において、「永借権」¹³（244～255 条）「国、仏教寺院、少数民族そ

¹² 本稿におけるカンボジア民法の日本語訳は、国際協力機構の日本語訳を主に参照した（ウェブページの URL は、以下のとおり）。

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/cambodia/index.html>

¹³ 「永借権」とは、期間 15 年以上 50 年以下の不動産の長期賃借権をいう（244 条・247

の他の共同体の所有権その他の物権」(306条)、及び「土地のコンセッションによって設定された権利」(307条)に関する規定が置かれている。

②カンボジア民法では、意思表示、無効及び取消、代理、条件・期限・期間に関する規定が、「第4編 債務」の中に置かれている。これらの規定が民法総則に含まれている日本の民法とは、異なっている。また、カンボジア民法には、「法律行為」という概念は含まれない。

③カンボジア民法では、取得時効に関する規定が「第3編 物権」の中に、消滅時効に関する規定が「第4編 債務」の中に置かれている。これらの規定がいずれも民法総則に含まれている日本の民法とは、異なっている。

④カンボジア民法では、留置権、先取特権、質権、抵当権、譲渡担保権、保証、連帯債務に関する規定が、「第6編 債務担保」の中にまとめて置かれている。譲渡担保を除き、これらの規定が物権編の中の担保物権、及び債権編の中の多数当事者の債権債務として位置づけられている日本の民法とは、異なっている。また、カンボジア民法では、譲渡担保権が成文化されている点でも、異なっている。

2 不動産

クメール・ルージュの施政下では、全ての土地が国有化されていたが、1992年からは土地の私的所有が認められるようになった。1993年憲法においても、土地の私的所有が明文で認められている(44条1項)。

日本では、土地と建物が別個の不動産として取り扱われている。これに対して、カンボジアでは、原則として、建物は土地の一部として取り扱われている。

また、日本では、契約当事者の意思の合致があれば、不動産所有権は移転し、不動産登記は第三者への対抗要件にすぎないとされている。これに対し、カンボジアでは、合意による不動産所有権の移転は、不動産登記をしなければ効力が発生しないとされる一方、その他の物権変動については、対抗要件主義が採られている(134・135条)。

カンボジア憲法によると、外国人がカンボジアの土地所有権を保有することは認められない。しかし、土地に永借権等の用益物権を設定することにより、土地を利用することはできる。また、外国人が、区分所有建物の専有部分(但し、地階及び1階を除く)の所有権を取得することも認められる。

IV 会社法

カンボジアに投資しようとする外国企業は、カンボジアに子会社たる現地法人を設立するか、外国企業の支店を設置するか、又は駐在員事務所を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するカンボジア法人である。これに対し、外国企業

条)。

の支店及び駐在員事務所は、独立した法人格を有しない。駐在員事務所は、現地情報収集及び連絡等の一定の限定された業務のみを行うことができ、事業活動そのものは行うことができない。

カンボジアに子会社たる現地法人を設立する場合、カンボジアの「会社法」等の法令の規定に従う必要がある。カンボジアで現地法人を設立しようとする場合、非公開有限責任会社及び公開有限責任会社がある。非公開有限責任会社も公開有限責任会社も、株主は間接有限責任を負うのみである点、最低資本金の定めが無い点は同じである。非公開有限責任会社は、定款で定めることにより、株式の譲渡制限を課することができる会社形態であり、株主は1名以上30名以下、取締役は1名以上とされる。他方、公開有限責任会社は、株式の譲渡制限を課することが禁止されている会社形態であり、株主は2名以上、取締役は3名以上とされる。外国企業がカンボジアに子会社を設立する場合は、非公開有限責任会社の形態を利用することが多いが、公開会社の形態を利用することもある。上場会社となるためには、公開有限責任会社である必要がある。

V 民事訴訟法

1 訴訟

カンボジアでは、日本による法整備支援等の影響を受けて制定された「民事訴訟法」が、2011年から適用開始されている。全588条から構成されるカンボジア民事訴訟法の体系及び内容は、日本の民事訴訟法と類似している¹⁴が、カンボジア民事訴訟法には、強制執行及び保全処分についての規定も含まれている。

カンボジアの司法裁判所における通常民事訴訟については、三審制が採用されている。

カンボジアの裁判所における審理等の手続はカンボジア語で行われ、カンボジアの裁判所に提出する書面はカンボジア語への翻訳を要する。

カンボジアでは、米国法におけるディスカバリーのような制度は存在しない。

陪審制は採られておらず、職業裁判官による審理が行われるが、現在のところ、裁判官の質の問題及び汚職のおそれが懸念される場所である。

2 仲裁

日本企業と外国企業とが締結する契約において、当該契約に関連して発生する法的紛争は、「訴訟」ではなく、「仲裁」により解決する旨の条項（仲裁条項）が規定されることが多い。カンボジアは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しているため、カンボジアにおける仲裁判断を同条約の加盟国で執行することが認め

¹⁴ 本稿におけるカンボジア民事訴訟法の日本語訳は、国際協力機構の日本語訳を主に参照した（ウェブページのURLは、以下のとおり）。

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/cambodia/index.html>

られる¹⁵。

カンボジアの仲裁機関としては、「National Commercial Arbitration Centre」(NCAC)¹⁶があるが、まだ実績は少ない。そこで、カンボジアと距離が近く、取り扱っている仲裁件数が多く、国際的評価も高い「シンガポール国際仲裁センター」(Singapore International Arbitration Centre, SIAC)¹⁷の方が、仲裁機関として選択されることが多い。SIACは、①高い信頼性・透明性・中立性、②シンガポールの公用語が英語であること、③過去の取扱実績が豊富であること等の特徴がある。

VI 刑事法

カンボジアの刑事司法制度は、旧宗主国フランスの法整備支援を受けたため、フランス法の影響を強く受けており、糾問主義・職権主義の傾向が強い¹⁸。

カンボジアの「刑法」¹⁹によると、犯罪は、その重大性に従い、①重罪（拘禁刑の最高刑が終身又は5年超30年以下の有期とされている犯罪）、②軽罪（拘禁刑の上限刑期が6日超5年以下の有期とされている犯罪）、③違警罪（拘禁刑の上限刑期が6日以下の有期、又は罰金刑のみとされている犯罪）に分類されている。カンボジアでは、死刑は廃止されており（憲法32条2項）、主刑は、拘禁刑及び罰金刑のみである。その他、主刑に代えて適用できる代替刑として、社会奉仕労働及びけん責がある。また、主刑に任意に併科又は代替することができる付加刑として、市民権の一部剥奪、職業・職務遂行の停止、出国禁止、犯罪収益等の没収等がある²⁰。

カンボジアでは、フランスによる法整備支援等の影響を受けて制定された「刑事訴訟法」が、2007年から適用開始されている。捜査機関（司法警察員）が、刑事事件に係る被疑事実を認知した場合、自ら又は検察官の依頼により捜査を行うことができる。検察官は、自ら捜査し又は捜査を指揮し、起訴するか否か等の判断を行う。訴追の方式としては、①重罪事件及び軽罪事件の場合における予審判事に対する捜査送致決定、②軽罪事件及び違警罪事件の場合における被告人に対する直接起訴、③1年以上5年以下の拘禁刑の犯罪の現行犯の場合における即時出頭命令がある。上記①の場合、予審判事が自ら捜査し又は捜査を

¹⁵ 「カンボジアの商事仲裁制度について」(Bun & Associates)

<http://www.moj.go.jp/content/001148640.pdf>

¹⁶ <https://app.glueup.com/org/ncac/about/>

¹⁷ <https://www.siac.org.sg/>

¹⁸ 石原香代・高井文香著「カンボジアの犯罪者処遇及び社会内処遇の導入・実施に向けた展望」(『UNAFEI 支援対象国の刑事司法及び犯罪者処遇制度』(国連アジア極東犯罪防止研修所、2021年)所収)8頁。

https://www.unafei.or.jp/publications/pdf/UNAFEI_pub.2021_1.pdf

¹⁹ 本稿におけるカンボジア刑法の日本語訳は、国際協力機構の日本語訳を主に参照した(ウェブページのURLは、以下のとおり)。

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/cambodia/index.html>

²⁰ 前掲「カンボジアの犯罪者処遇及び社会内処遇の導入・実施に向けた展望」9～10頁。

司法警察員等に委任し、捜査が終結すると、予審判事は、公判請求するか否かの決定書を発付する。上記②・③の場合、これらの訴追行為により公訴が提起され、公判手続が開始される。公判手続において事実認定及び量刑に関する審理が行われた後、判決が下される²¹。

Ⅶ おわりに

以上、カンボジアの法制度の概要を簡単に紹介してきたが、カンボジア法については、法整備支援の関係もあって、日本語の文献・論文等が非常に多い。例えば、国際協力機構（JICA）のウェブサイト²²には、数多くのカンボジア法令の日本語訳等が掲載されている。

①カンボジアは、急速な発展を続けるインドシナ半島に位置する国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろうこと、②重要な貿易・投資の相手国であるカンボジアと日本の関係は、今後、さらに発展していくことが期待されていること等を考え合わせると、今後も、カンボジアの法制度の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.49 No.7』（国際商事法研究所、2021年、原題は「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第15回 カンボジア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²¹ 前掲「カンボジアの犯罪者処遇及び社会内処遇の導入・実施に向けた展望」9～10頁。

²² <https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/cambodia/index.html>